

平成27年5月28日

答申第538号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK放送センターの受信機別設置（保有）数（受信機別とは家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等の4区分）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が取りまとめていないため存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）

第552号諮問、審議、答申